

北九州市農業委員会

第8回西部部会会議

(令和3年度6月部会会議)

議 事 録

令和3年6月10日(木)

北九州市農業委員会  
第8回西部部会会議（令和3年度6月部会会議） 議事録

1 日 時 令和3年6月10日（木）午後2時32分～3時14分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3. 出席委員及び欠席委員

・出席委員 18名

農業委員 7名

本 田 春 夫      大 庭 喜 重      田 中 義 一      久 野 善 隆  
久保田 晴 彦      木 原 幹 雄      原 田 智 弘

農地利用最適化推進委員 11名

梅 崎 正 和      千々和 義 孝      浦 邊 愛 二      小 水 利 明  
松 浦 正 伸      大 場 利 美      善 明 勝 之      大 庭 研 次  
秋 山      誠      栗 山 重 隆      宮 野 誠 司

・欠席委員 3名

農業委員 1名

倉 成 保 彦

農地利用最適化推進委員 2名

福 田 甚 裕      平 川 孝 男

4. 事務局出席者

橋 本 事務局長      篠 田 次長      吉 田 係長      江 口 主査

5. 議 事

(1) 農地法関係

<議案>

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件  
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

<報告>

報告第35号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 2件  
報告第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について 10件  
報告第37号 使用貸借権の解約について 1件  
報告第38号 許可又は受理の取消願について 1件  
報告第39号 非農地証明願について 3件

(2) 一般議案      なし

6. 傍聴人      なし

事務局      それでは定刻となりましたので会議を開催したいと思います。会議の進行を部長にお願いします。

議 長      ただ今より、第8回西部部会会議を開催いたします。まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は18名です。欠席の委員は1番福田委員、12番平川委員、14番倉成委員の3名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。今回の署名委員は、5番の本田委員、6番の大庭喜重委員です。よろしくお願ひします。

本日の部会会議はコロナウイルス感染防止対策のため、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご覧いただいていることとしますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認願ひします。

次に議案の審議です。事務局による個別の内容の説明は省略いたします。

では、はじめに1頁から2頁の議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案3件です。

この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を調査長より報告願ひします。

調査長      議案第17号-1から3の3条許可申請について、ご報告いたします。  
申請地1及び申請地2については、大庭輝美さんと渡邊憲吾さんがそれぞれの農地の交換をするものです。

また、申請地3については、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

議長      調査長からの報告が終わりました。それでは、皆様のご審議をお願いします。

(異議なし)

議長      ご異議は無いようですので、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

議長      次に、3頁から5頁の議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」、本議案は県知事許可事案3件です。

この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を調査長より報告願ひします。

調査長      議案第18号-1の5条許可申請について、ご報告いたします。  
申請地は、第1種農地及び第3種農地に該当しない「第2種農地」です。  
申請地については、建設会社が建設資材を保管するため、「貸無蓋資材置場」と

して農地を転用するものです。

隣接農地の所有者及び地元の水利用者の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく許可相当という結論でした。

議案第18号-2の農地転用計画変更承認申請及び18号-3の一時転用許可申請について一括して、ご報告いたします。

議案第18号-2の申請地は、第1種農地及び第3種農地に該当しない「第2種農地」です。

当初計画では、開削工事であったが、計画ルート上に既存水道管が埋設されており、高さ的にも重なることから、新設雨水管と既設給水管と競合しないように、推進工法を採用することとなり、今回の線形ルート変更で「到達立坑」を農地内に設置する計画となったことで、農地転用が必要になったものです。

今回の計画変更については、やむを得なく承認相当という結論でした。以上、報告いたします。

次に、議案第18号-3の申請地も、第1種農地及び第3種農地に該当しない「第2種農地」です。

議案第18号-2と同様の理由により、農地の一部を分筆し「雨水管及び立坑」の設置工事作業ヤード（賃借権設定）として一時転用することも、やむを得なく承認相当という結論でした。以上、報告いたします。

議長

調査長からの報告が終わりました。それでは、皆様のご審議をお願いします。

(異議なし)

議長

ご異議は無いようですので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

議長

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。  
その他で何かございませんか。

(意見なし)

議長

なお、本日、調査委員会において「新規就農者の面接」を実施しましたので、結果をご報告いたします。

新規就農者 大場義信氏より、営農計画書等のご説明をしていただきました。就農開始にあたっては、今後、利用権の手続きを通して行うものです。特に営農計画等において問題ないということでしたので、ご報告をしておきます。

他になければこれで農地法関係の議案等審議を終わります。

議長

続けて、一般議案に移ります。今回、一般議案は、ございません。  
その他の連絡事項に入ります。事務局から連絡事項はありますか。

事務局

事務局から連絡申し上げます。お手元の参考資料をご覧ください。  
そちらに「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、そして

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」、並びに「農地等の利用最適化の推進に関する指針」という資料を綴じてございます。

まず、最初の2つは毎年この時期に総会での審議を経たのち、県を通じて国へ報告し、市のホームページで公表することになっている内容でございます。

続いて、「農地等の利用最適化の推進に関する指針」は、いわゆる農業委員会法の7条に規定されており、3年毎に農業委員並びに推進委員の皆様方の改選の時期に併せまして内容の見直しを行うものです。本市は昨年7月に統合をいたしておりますので、今回の指針が北九州市農業委員会発足後、初めて作成するものです。

これらにつきましては、5月21日に行われました総会におきまして承認を得られましたので、報告に代えて今回資料を配布しています。詳しくは、後ほどお目通しください。以上です。

議長

この件について何か質問があればお受けします。

(意見なし)

議長

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

一昨年の冬から取り組んでおりました楠橋・唐熊地区の将来に向けた話し合い、農地の集約化に向けた協議が、本年4月に所有者及び耕作者の双方から了承を得てまとまることになりました。

本日は、当地区の協議にコーディネーターとして関わられた久野部会長から結果報告をお願いしたいと思います。なお、本日ご欠席の倉成副部会長もこの協議にご参加いただいております。

(久野部会長から概要説明)

議長

皆様方から何かありませんか。

(意見なし)

議長

それでは、これで第8回西部部会会議を終了します。お忙しい中、ありがとうございました。